

○東温市議会議員の通称名等の使用に関する要綱

(令和 7 年 2 月 27 日議会訓令第 1 号)

東温市議会議員旧姓使用要綱（平成 30 年東温市議会訓令第 1 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、東温市議会議員（以下「議員」という。）の議会における通称名等の使用に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる通称名等)

第 2 条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等（以下「通称名等」という。）を使用することができる。

(1) 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 89 条第 5 項において準用する同令第 88 条第 8 項に規定する通称の使用が認定された場合
当該認定を受けた通称

(2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）に掲げる通用字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。）又は戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）別表第 2 に掲げる字体（以下「通用字体」と総称する。）と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名

(3) 婚姻、養子縁組等の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍に記載された氏を変更した場合 変更前の氏

2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。

(1) 履歴に関する書類

(2) 辞職願

(3) 議員報酬、費用弁償及び議員期末手当の支給に関する書類

(4) 源泉徴収票の名義

(5) 叙位及び叙勲の申請書類

(6) 在職証明書等各種証明書

(7) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(使用の申請)

第 3 条 通称名等を使用しようとする議員（以下「届出者」という。）は、通称名等使用申請書（様式第 1 号）を議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書については、議員の一般選挙後、初議会の招集日までの間で、議会事務局長が指定した期日までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍に記載された氏を変更した後、引き続き変更前の氏を使用する場合は、戸籍に記載された氏を変更した日から 2 週間以内に議長に提出するものとする。

(使用の承認)

第 4 条 議長は、前条の申請が第 2 条第 1 項に掲げる事由に該当すると認められる場合において、議会の会議における議事整理上又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等使用承認通知書（様式第 2 号）により、当該議員に通知するものとする。

2 届出者は、前項の規定により承認された通称名等を、当該承認に係る第 2 条第 1 項に掲げる事由に該当する限り継続して使用することができる。

(使用中止の届出)

第 5 条 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称名等使用中止届出書（様式第 3 号）を議長に提出しなければならない。

(責務)

第 6 条 通称名等を使用する議員は、通称名等を使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。

(改選時の特例)

第 7 条 議員の一般選挙後、議長が選出されるまでの間においては、第 2 条から第 5 条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、通称名等の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に通称名等を使用している議員については、第 3 条の規定による使用申請を行ったものとみなす。

3 この訓令の施行の際現に議員である者に係る通称名等の使用の申請については、この訓令による改正後の東温市議会議員の通称名等の使用に関する要綱第 3 条第 2 項中「議員の一般選挙後、初議会の招集日までの間で、議会事務局長が指定した期日」とあるのは、「議長が指定した期日」とする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

通称名等使用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

通称名等使用承認通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

通称名等使用中止届出書

[別紙参照]